

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・
確認調査

案件番号：19a00945

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2020年1月15日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年1月15日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：**2020年3月 ～ 2020年10月**

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 松崎晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年1月29日12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2020年2月7日12時

(2) 提出方法: 郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所: 上記4. 窓口

(4) 提出書類: プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年2月21日（金） 11時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年2月26日（水）までに各

競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば

返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

ヨルダンには、西アジア、北アフリカ、ヨーロッパの各市場にアクセスしやすい戦略的なエリアに位置し、不安定な中東地域情勢下でアラブ諸国やイスラエルとも国交を結んで安定した国家運営を続けるなど、貿易振興・投資促進における優位性を持つ。他方、近隣諸国の政治情勢等の影響もあり、国内経済成長率は低く（2018年2%）、貿易赤字額（2017年約129億ドル）は国内GDPの約32%に匹敵し、失業率（2018年18.6%）は高い状況となっている。

2013年に発生したシリア危機以前は、輸出のGDPシェアは50%を超える水準（2008年：58%）であったが、シリア危機以降、シリア、イラク国境閉鎖の他、湾岸諸国の市場停滞等の要因により、輸出産業は落ち込み、2016年には35%に低下した（世界銀行）。イラク国境は2017年、シリア国境は2018年に再開したものの、国境閉鎖前の水準まで短期的な回復は見込まれず、貿易競争力の強化が求められている。

また、イラク、シリアの情勢回復に伴い、Zarqa Free Zone等ヨルダン国内のFree Zone及びDevelopment Zoneでは、両国の復興需要を視野に入れた投資が進んでいる等、ヨルダンは、両国の復興にかかるビジネスハブとしての役割を果たすことが期待されており、ヨルダンにおける貿易振興・投資促進において、Free Zone及びDevelopment Zoneを有効活用することが極めて重要となっている。

更に、我が国政府の「平和と繁栄の回廊」構想に基づき、隣国のパレスチナにおいて整備が進められている、ジェリコ農産加工団地（JAIP）にて生産されるパレスチナ製品は、ヨルダン及びヨルダンを經由し湾岸諸国等に輸出されることが期待されている。すなわちヨルダンの貿易振興・投資促進を図ることは、同構想推進の側面支援にもつながり、ひいては中東和平の観点においても、意義の大きい取り組みである。

ヨルダン政府が発表したJordan Economic Growth Plan 2018-2022（以下、JEGP）では、2018～2022年の5年間で、毎年GDP5%の経済成長率を目標に掲げ、成長が求められるセクターとして、観光、農業、製造業、電力と水、運輸交通、ICT、建設業を挙げているものの、2018年の経済成長率は1.9%（世銀、2019年）に留まっており、成長ポテンシャルのある産業を特定し、当該産業への投資誘致及び輸出を促す政策が必要な状況である。

ヨルダン政府は、2015年に今後10年間の社会・経済開発プログラムであるJordan 2025: A National Vision and Strategyを発表し、ビジネス分野において、貿易と競争力、ビジネス環境改善、金融サービスへのアクセス改善、起業家及び中小企業の育成強化を掲げている。また、同プログラムの短期実施施策であるJEGPにおいても、貿易と競争力、ビジネス環境、成長のための資本投資、スタートアップ及び中小企業支援を掲げている。さらに同国政府は2019年2月にロンドンにおいて開催された、対ヨルダン投資促進を目的としたヨルダン支援国会合（ロンドン国会合）において、経済・財政改革努力を示しつつ積極的な民間投資を国際社会に対して呼びかける等、ビジネス環境改善に向けた取り組みを強化しており、本事業は同国政府の方針に合致する。

世界銀行のDoing Businessランキングでは、2018年の104位から、2019年には75位に浮上する等、ヨルダンのビジネス環境は改善されているものの、依然として、ビジネス展開にかかるコストの高さ、許認可の複雑さや透明性の欠如、金融サービスへのアクセス等、多くの分野で改善が必要とされている。

本調査は、ヨルダンにおける貿易振興・投資促進むけて必要な情報を収集・分析するものである。ヨルダン国内企業の輸出にかかる競争力の強化及びビジネス環境の改善を通じた投資促進は、成長が見込まれる産業の活性化のみならず、雇用機会の創出にも貢献することが期待され、重要性が高い。

2. 調査の目的

本調査はヨルダンの投資促進及び貿易関連産業の振興にかかる基礎情報を①新規市場を含む貿易能力の拡大ポテンシャル、②成長ポテンシャルのある産業の特定、③ビジネス環境（貿易振興政策・投資インセンティブ、制度・許認可手続き等）の観点から収集・分析し、貿易振興・投資促進に係る現状と課題を整理する。

3. 調査対象地域

(日)ヨルダン・ハシェミット王国

(英)Hashemite Kingdom of Jordan

※主にアンマンを想定しているが、必要に応じその他地域についても調査対象とする。

4. 関係機関

(1) ヨルダン関係機関等

Ministry of Planning and International Cooperation (MOPIC: 計画・国際協力省)

Ministry of Industry, Trade and Supplies (MOITS: 産業・貿易供給省)

Jordan Standards and Metrology Organization (JSMO: ヨルダン基準・気象機構)

Customs Department (CD: 税関局)

Jordan Enterprise Development Corporation (JEDCO: ヨルダン企業開発公社)

National Fund for Enterprise Support (NAFES: 中小企業支援基金)

Jordan Investment Commission (JIC: ヨルダン投資委員会)

Jordan Chamber of Commerce (JCC: ヨルダン商業会議所)

Jordan Chamber of Industry (JCI: ヨルダン工業会議所)

Amman Chamber of Commerce (ACC: アンマン商業会議所)

Amman Chamber of Industry (ACI: アンマン工業会議所)

Development Zone

Free Zone等

(2) 他ドナー等

世界銀行

IMF

USAID

GIZ

EBRD等

(3) 民間企業等

日系企業
現地企業等

5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「4. 関係機関」に記載の各機関及び発注者と十分な意見交換を行いつつ、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえたうえで、「7. 調査の内容」に示す内容の調査を行い、調査の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

6. 調査実施上の留意事項

(1) JICAの協力実績を踏まえた調査

コンサルタントは、これまでのヨルダンにおけるJICAの協力案件の実績（成果、教訓、課題）を事前に把握した上で、調査を実施すること。

(2) 産業の優先順位付け手法の検討

貿易拡大ポテンシャル及び成長ポテンシャルの分析に基づき、注力すべき産業の絞り込み・優先順位付けをするにあたり、ヨルダンのコンテクストに基づく方法論をあらかじめ構築し、発注者の確認を得ること。また、構築した分析・方法論については、政策提言に向け、相手国政府関係者に説明するためのわかりやすい説明資料を作成すること。

(3) 他ドナーの支援案件の内容と進捗、課題の確認等

貿易投資促進・ビジネス環境整備にかかる支援を実施している世銀、USAID、GIZ、EBRD等、他ドナーの支援策の内容、進捗、課題等を確認すること。

(4) 便宜供与等

本調査はJICAが主体的に実施するものであるため、ヨルダン政府から特段の便宜供与は無い。コンサルタントは本調査のために必要な訪問・面談・ヒアリング等の調整を主体的に行うこと。要すれば、初回の訪問はJICAが支援する。

7. 調査の内容

以下に発注者が想定する業務を記載する。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備期間に既存資料より下記の情報を整理し、現地で収集が必要な情報を確認し、インセプション・レポートに取り纏める。

- ① ヨルダン全体の経済・産業概況、行政機関の構造（各省庁及び傘下の公社・国営企業との関係・業務分掌含む）等に関する情報収集・分析。
- ② JICA 及び世銀、IMF 等他ドナーや外国政府が実施した案件・調査の実績及び報告書等の情報収集・分析。
- ③ 主要貿易品目、主な輸出相手、競合する近隣国等に関する情報収集・分析。
- ④ ヨルダンの市場規模、労働力人口・就業構造、生産コスト競争力、産業人材、周辺国市場に関する情報収集・分析
- ⑤ ③④の分析結果を踏まえたヨルダンの比較優位性の整理及びそれに基づく貿易拡

- 大ポテンシャル及び成長ポテンシャルの分析（新規市場開拓含む）
- ⑥ ポテンシャル分析結果に基づき、注力すべき産業分野の絞り込み・優先順位付け
 - ⑦ 優先度の高い産業を取り巻く、貿易振興及び投資促進にかかる政策、制度、推進体制、ストラテジー等に関する情報収集・分析を行う。
 - ⑧ Free Zone 及び Development Zone の概要、開発状況、運営事業体の組織・実施体制などの情報収集を行う。
 - ⑨ ヒアリング対象の現地企業の選定及び質問票の作成等を行う。

（２）上記（１）で整理した不足情報を現地調査（約2.5ヵ月）にて収集し、追加で下記の情報を収集・分析の上、インテリム・レポートとして取り纏める。

- ① 国内作業の結果、詳細情報や確認が必要と考えられる事項について、関係機関や民間企業にヒアリングを実施する。
- ② 各行政機関に、上記（１）⑦にかかる実施状況、実施体制、課題等を確認する。
- ③ Free Zone 及び Development Zone 等の実地調査を行い、運営状況、ニーズ、課題等を確認する。
- ④ 商業会議所、工業会議所、現地企業等に、貿易振興及び投資促進に関するニーズ、課題等をヒアリングする。

（３）上記（１）及び（２）の情報を踏まえて貿易振興・投資促進に資するJICAの協力候補案件（技術協力、資金協力）を提案する。

- ① 上記（１）及び（２）の情報収集結果を整理し、発注者に報告・協議する。
- ② 貿易振興、投資促進に関し、改善が望まれる政策・制度・手続き・コストや人材育成などについて、課題と取り組み事項を取りまとめ、これらの改善に向けた技術協力、資金協力を通じた支援策を提案する。
- ③ 優先順位が高い案件を選定し、セクター、実施機関、コンポーネント、期間等の提案を行う。
- ④ 上記に基づいて、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、発注者及び関連する相手国政府機関のコメントを踏まえファイナル・レポートを作成する。

8. 成果品等

（１）報告書類

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」（和文・英文）とする。

No.	レポート名	提出期限	部数
①	インセプション・レポート	契約後10日以内	和文：3部（簡易製本） 英文：3部（簡易製本） 電子データ形式
②	インテリム・レポート	2020年7月中旬	和文：3部（簡易製本） 英文：3部（簡易製本） 電子データ形式

③	ドラフト・ファイナル・レポート	2020年9月中旬	和文：3部（簡易製本） 英文：3部（簡易製本） 電子データ形式
④	ファイナル・レポート	2020年10月下旬	和文：3部（製本） 英文：3部（製本） CD-R：1枚

（２）報告書作成時の留意点

- ① 上記（１）に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。
- ② 各報告書等については、併せて電子データの提出も行う。
- ③ 報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照するものとする。
- ④ 特に記載のないものは全て簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照すること。
- ⑤ 内容を的確かつ簡潔に記述する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文の外国語はネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ⑥ 報告書が特に分冊方式になる場合、本編と別冊との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ⑦ 本調査のファイナル・レポートは原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱う。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：貿易振興・投資促進に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、**15ページ以下**としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／貿易振興

➤ 投資促進／ビジネス環境整備

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／貿易振興）】

a) 類似業務経験の分野：貿易振興に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ヨルダン国及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 投資促進／ビジネス環境整備】

a) 類似業務経験の分野：投資促進に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ヨルダン国及び全途上国

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

調査は2019年3月より開始し、2019年10月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／貿易振興(2号)
- ② 投資促進／ビジネス環境整備(3号)
- ③ 経済分析／市場動向
- ④ 産業振興政策

(3) 現地再委託

本調査において、現地再委託は想定していないが、現地再委託して実施することが効果的と判断される場合は、プロポーザルで提案すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドーハ⇒アンマン(カタール航空)
東京⇒アブダビ⇒アンマン(エティハド航空)
- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費(賃料借料)で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費(機材購入費)に計上してください。

6. 配布資料/閲覧資料等

ヨルダン国「ヨルダン及びパレスチナと周辺地域における物流や貿易に係る情報収集・確認調査」最終報告書(2018年)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12320131.pdf>

ヨルダン・ハシェミット王国「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する
改革のための開発政策借款」事前評価表（2018年）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_J0-F-C9_1_s.pdf

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／貿易振興</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>投資促進／ビジネス環境整備</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 中東・欧州部中東2課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。